

「2017年 L E C全日本社労士公開模試 第2回」から

第49回社労士試験【択一式】労一〔問2〕才肢の出題が **論点的中** しました !!

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU17711 p.27]

<第2回 択一式 労働一般常識 問3-才>

オ 女性活躍推進法によれば、国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならないとされている。

(解答 × 女性活躍推進法16条1項)

本試験出題はこうでした!

第49回 社労士試験 問題

【択一式】 労働一般常識 【問2-才】

オ 女性活躍推進法は、国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、「厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。」と定めている。

(解答 ×)

的中!